

玉名圏域定住自立圏形成協定書

玉名市・和水町

定住自立圏形成協定書

玉名市（以下「甲」という。）と和水町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第4(1)に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙の区域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げる政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

甲 玉名市岩崎163番地

玉名市

代表者 玉名市長

高 壽 哲 哉



乙 玉名郡和水町江田3886番地

和水町

代表者 和水町長

福 原 秀 治



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
乳幼児健診に従事する専門医の確保と健診の質の向上	乳幼児健診に携わる小児科医が不足している現状を解決するため連携して小児科医の確保に取り組む。 また、健診従事者の研修等健診の質の向上に資する施策に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、健診に係る小児科医の確保及び健診の質の向上に取り組む。	甲と連携し、健診に係る小児科医の確保及び健診の質の向上に取り組む。
予防接種業務の連携	予防接種事務の円滑化・適正化を目的とした担当者会議を行い、制度変更への対応や接種率向上に向けた取組を連携して行う。	乙及び関係機関と連携して、予防接種事務の充実に向けた検討・研究及び調整を行う。	甲及び関係機関と連携して、予防接種事務の充実に向けた検討・研究及び調整を行う。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て環境の充実	圏域において、子育て家庭に安心して子どもを育てる環境を創るために、相互利用が可能な事業について広域利用の推進を図る。 また、圏域内で子育て関係の人材育成や子育て関係機関のネットワーク化等に取り組む。	甲が実施する子ども子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、乙との連携をもって事業展開を図る。 また、乙及び子育て関係機関と連携し、子育て関係者の交流・資質向上に係る取組や子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組の調整を行う。	乙が実施する子ども子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、甲との連携をもって事業展開を図るとともに、甲が実施する事業を乙の住民が利用する場合は、必要な支援を行う。 また、甲及び子育て関係機関が中心となって実施される子育て関係者の交流・資質向上に係る取組や子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組に、乙の区域内の子育て関係者や子育て関係機関への積極的な参加調整を行う。
地域包括ケアの充実	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するた	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するための調査・研	甲の主宰する協議会に参画し、甲及び関係機関と連携して必要な事務を

	めの調査・研究を行う協議会を設け、地域包括ケアの充実に資する取組を推進する。	究を行う協議会を主宰し、乙及び関係機関と連携して地域包括ケアの充実に取り組む。	行い、地域包括ケアの充実に取り組む。
--	--	---	--------------------

3 教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の図書館の相互利用	圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、圏域住民の圏域内図書館の相互利用を推進する。	甲と連携して、圏域住民の圏域内図書館の相互利用を推進する。

4 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
新規就農希望者への支援	圏域内における新規就農希望者への支援に取り組む。	就農に係る研修受入先を発掘し、及び確保し、乙と情報の共有を図り、圏域内での就農を希望する圏域住民を支援する。	乙の区域内において就農に係る研修受入先を発掘し、及び確保し、甲と情報の共有を図り、圏域内での就農を希望する圏域住民を支援する。
農林水産業に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲及び情報共有	各地区での対策に加え、圏域で連携して農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や被害防止対策に取り組む。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	乙と協力して、農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣に対する防護対策を図り、併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	甲と農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣の情報共有を図り、連携して農林水産物の防護対策を図る。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。
圏域地場企業への就労支援	地元での就職を望む圏域住民等に対して、圏域内の地場企業を知る機会を提供するなど、連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	乙及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	甲及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。

5 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活 相談窓口 の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を図る。	乙と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上に資する取組を企画し、調整を図る。	甲と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を推進するため関係機関への研修派遣を実施する。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
有明海沿岸道路の早期整備促進	圏域外から玉名圏域への観光や物流に大きな影響があると思われる「有明海沿岸道路」の全線開通に向けた諸要望活動を実施する。	乙及び近隣自治体と連携して、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。	甲と連携し、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。
広域の道路整備促進	住民生活の利便性向上に関連する道路整備を計画・実施する。	乙及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する道路の整備を計画・実施する。	甲及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する道路の整備を計画・実施する。

2 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通の維持、利便性向上及び活性化	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた基幹公共交通の機能強化や利便性の向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	乙及び近隣自治体並びに交通事業者等の関係者等と協議・調整を図りながら、地域公共交通網の維持や利便性向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	甲及び近隣自治体並びに交通事業者等の関係者等と協議・調整を図りながら、地域公共交通網の維持や利便性向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。

3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住定住の促進	圏域への移住・定住を促進するため、連携しての取組を行い、都市部等へ圏域の魅力を情報発信する。	乙及び関係近隣町と連携して、都市圏等で開催される移住定住相談会等への参加、あるいは圏域合同による同相談会等を企画・開催することを通して、圏域の住環境の魅力を情報発信し、圏域への移住定住の促進に取り組む。	甲及び関係近隣町と連携して、都市圏等で開催される移住定住相談会等への参加を通して、圏域の住環境の魅力を情報発信し、圏域への移住定住の促進に取り組む。

空き家バンク制度等の圏域活用	圏外からの移住・定住希望者の多様な居住環境の要望に迅速に対応するために、連携近隣自治体間で空き家情報等を共有した上で、希望者に情報提供する。	乙及び連携近隣自治体の空き家及び分譲宅地情報等を共有し、甲のホームページ等で情報提供を行う。	甲及び連携近隣自治体の空き家及び分譲宅地情報等を共有し、乙のホームページ等で情報提供を行う。
----------------	--	--	--

4 観光等の推進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
着地型プログラムの形成	圏域の豊かな交流資源の保全と活用を目指し、「滞在型観光」のプログラムを作成し、観光客等の誘致を図る。	乙及び関係機関との協議をもって、圏域内の観光に係る「体験型プログラム」を作成し、観光客等の誘致を図る。	甲及び関係機関との協議をもって、圏域内の観光に係る「体験型プログラム」を作成し、観光客等の誘致を図る。
スポーツ合宿等の共同誘致・開催	圏外の趣味の範囲でスポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。	乙及び連携近隣自治体と共同で、スポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。	甲及び連携近隣自治体と共同で、スポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。
物産館ネットワークの構築	玉名地域の特産品の認知度向上や販路拡大につながる取組について、物産館間における意見交換会等の開催を支援する。	乙と連携し、物産館間の協力体制の構築に向けた支援を行う。	甲と連携し、物産館間の協力体制の構築に向けた支援を行う。



別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域内における人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
自治体職員合同研修会の実施	圏域内自治体職員の資質向上を図るため、合同での職員研修を行う。	職員の資質向上に資することを目的として企画した研修等に、乙の職員等が参加する機会を提供する。	職員の資質向上に資することを目的として、甲が実施する職員研修に、乙の必要に応じて職員を参加させる。

2 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の共同設置に向けた調査研究事業	行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	乙及び近隣自治体と連携して、行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	甲と連携して、行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。